出(入)帰国審査 自動化ケート登録カウンターのご案内

パスポートと申請書で,フライト当日に登録 登録したその日からご利用いただけます

- ○登録カウンターに備え付けてある申請書をご記入の上, パスポートと 一緒に登録カウンターの職員にお渡しください。
- 〇利用者登録では指紋(外国人の方は指紋及び顔写真)の登録をします。
- 〇外国人の方はパスポートと申請書の他に、在留カード又は特別永住者 証明書が必要です(外交官などを除きます)。

登録カウンター

第3ターミナルの3カ所にあります。

①出発ロビーAチェックインカウンターの隣(8:00~17:00)

②出国審査場

(開設中は常時可)

③上陸審査場内の入 国管理局事務室

(8:00~16:00)

(注)第2ターミナルに登録 カウンターはありません。



※出国審査場での登録を希望される場合は、ご利用の航空会社で搭乗手続後、保安検査を受けてからお越しください。 なお、手続後は一般エリアへ戻ることができませんので、 ご注意願います。

【お問合わせ先】



東京出入国在留管理局 羽田空港支局 審査管理部門 TEL.03-5708-3211



- ご登録は以下の場所でも行うことができます。
- 業務時間は各登録場所にお問い合わせください。
 - ○成田空港(☎0476-34-2211)
 - 〇中部空港(20569-38-7413)
 - ○関西空港(☎072-455-1457)
 - ○東京出入国在留管理局(☎0570-034259)
 - ○名古屋出入国在留管理局(☎0570-052259)
 - ○大阪出入国在留管理局(☎06-4703-2152)

くご注意>

- ※自動化ゲート利用の際はパスポートにスタンプ(証印)は押されません。
- ※登録有効期間内は、羽田空港のほか上記の空港で利用することができます。
- ※傷, 汗など指の状態によっては指紋が認証できず, ご登録いただけない 場合があります。